

第2回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成29年8月31日(木) 午後1時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 橋 場 和 幸

3番 嵯 峨 弘 巳

3番 白 川 英 之

4番 谷 口 正 明

5番 白 川 俊 明

6番 百 々 栄 二

7番 村 越 敏 春

8番 阿 部 栄 子

9番 穴 吹 栄

10番 篠 原 弘

12番 新 井 功 仁 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 箱 石 雄 彦

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 田 昌 浩

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の
交付について |
| 日程第 7 | 報告第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の
交付について |
| 日程第 8 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について |
| 日程第 9 | 議案第 2 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期
報告について |
| 日程第 10 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 11 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第2回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ12名でございます。
よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立
しておりますことを、御報告申し上げます。
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

午前中の農業者年金代議員の総会に引き続き、第2回農業委員会総会に御出
席をいただきまして、大変ありがとうございます。

ここ最近は二番草を刈り取るような天候にはなかなかならないようで、御心
配をされているのではないかと感じてございます。早く天候が回復に向かって
いただきたいものだと思います。

また、今月17日には、新人委員も含めての研修会を開催いたしました。皆
さん大変お疲れさまでした。1回の研修ではなかなか理解するのが難しいでし
ょうけれども、色々な研修を重ねて今後の農業委員会活動に活かしていただけ
ればと思っています。

さて、今年の今頃は、北海道に台風10号が上陸し甚大な被害をもたらしま
した。1年が過ぎても未だに復旧をされていない地域がございます。1日も早
い復旧を願うとともに、我が町についてはそのようなことがないと思いたいと
ころですけれども、いつ何が起こるか分からない状況でございますし、9月は
台風のシーズンでもありますので、そのようなときには十分気をつけて対応を
していただきたいと思います。

それでは、早速会議に入らせていただきますけれども、今回は報告が2件、
協議案件が3件の提案をしておりますので、皆さんには慎重審議をお願いして
開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

また、総会終了後には委員職員親睦会の総会も予定しておりますので、この
件につきましてもよろしく願いいたします。

本日は大変御苦勞様です。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定
により、議長において、1番 橋場委員、2番 嵯峨委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませ
んか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事 務 局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第 6 報告第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

平成 28 年 4 月に施行された改正農地法の第 4 条第 3 項では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、同条第 4 項では、「農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。」と規定されております。また、この規定については、第 5 条においても準用するものとしてされております。

本案は、〇月〇〇日開催の第〇〇回総会において審議がなされました農地転用許可申請に対する許可指令書の交付でございますが、整理番号 1 は、熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏のバンカーサイロの建設に伴い、北海道農業会議への意見聴取を経て、北海道知事への意見書送付を行っており、〇月〇〇日付けで許可決定の通知をいただき、後日、農業委員会より〇〇氏に対し指令書の交

付を行っております。

以上のとおり、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第2号農地法第5条の規定による許可申請に伴う指令書の交付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第2号農地法第5条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、〇月〇〇日開催の第〇回総会において審議がなされました農地転用許可申請に対する許可指令書の交付でございますが、整理番号1の貸主は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、借主は同住所の〇〇〇〇氏で、乾乳牛舎の建設にあたり、転用面積が30アール以下の農業用施設に該当することから、北海道農業会議への意見聴取は行わず、北海道知事への意見書送付のみを行い、〇月〇〇日付けで許可決定の通知をいただき、後日、農業委員会より〇〇氏に対し指令書の交付を行っております。

以上のとおり、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

	これから、報告第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、報告第2号を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、報告第2号は、原案のとおり承認されました。
	日程第8 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされており ます。 本案は1件の現況証明願でございますが、浜農委29-7号の願い出人は、茶内西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西〇線〇〇〇番地〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡で、地目変更登記を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、白川英之委員ほか2名の委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農業用施設が建設され、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。 以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
農 地 係 長	(詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各調査委員 (なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第2号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、1点目の法人形態要件として、株式会社、有

限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、2点目の事業要件として、売上高の過半を占める事業が農業であるか、3点目の構成員・議決権要件として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、4点目の役員要件として、役員の過半が年間150日以上事業に常時従事する構成員で、さらにその過半が、60日以上農作業に従事しているか、となっております。

本案は2件の報告でございますが、整理番号1は、姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇、整理番号2は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇でございますが、いずれも別記様式農地所有適格法人要件確認書に記載のとおり、法人形態要件、事業要件、構成員・議決権要件、役員要件の全ての要件を満たしているものと思われますので、御確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第2号の質疑を行います。
まず、整理番号1について質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの賃貸借権の設定3件による農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1の対象地は茶内西〇線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による利用権の設定を行おうとするものでございます。

次に、整理番号2の対象地は茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による利用権の設定を行おうとするものでございます。

次に、整理番号3の対象地は茶内西〇線〇〇〇番〇ほか〇〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に賃貸借による利用権の設定を行おうとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願い

いたします。なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第3号の質疑を行います。本案については、整理番号1から3で、○番○○○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(○○○○委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室、着席)

日程第11 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案いたします。

事 務 局 長

次回総会日程につきましては、9月28日、木曜日、午前10時からを提案いたします。

議 長

事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、9月28日、木曜日、午前10時からということによろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようなので、次回総会日程については、9月28日、木曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第2回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午後2時00分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

1番 橋場 和幸

浜中町農業委員会

2番 嵯峨 弘巳

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 2 回浜中町農業委員会総会
議案第 3 号 整理番号 1 (賃借権設定)

設定を 受ける者	○ ○ ○ ○	設定を する者	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)			する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。			—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)	利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。			—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)	5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。			—	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 2 回浜中町農業委員会総会
議案第 3 号 整理番号 2 (賃借権設定)

設定を 受ける者	○ ○ ○ ○	設定を する者	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 2 回浜中町農業委員会総会
議案第 3 号 整理番号 3 （賃借権設定）

設定を 受ける者	○ ○ ○	設定を する者	○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分（所有権）のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	